

第388回徳島県内水面漁場管理委員会 議事録

1 日 時 令和8年3月6日（金） 14：00から14：35

2 場 所 内水面漁場管理委員会室

3 出席委員 歌 委員、久川委員、森 委員、谷川委員、
高橋委員、谷上委員、横山委員、柴折委員、
宮内委員、伊丹委員

4 欠席委員 なし

5 事務局 嶋村事務局長、加藤課長補佐、佐竹主事

6 県出席者 竹内主査兼係長

7 議 題

- (1) コイヘルペス病のまん延防止に係る委員会指示等について
- (2) 第五種共同漁業権に係る増殖実施状況及び増殖計画について
- (3) 漁業権に係る資源管理の状況等の報告について
- (4) その他

8 議事

局長： これより第388回内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日は、定員10名中10名の委員の皆様方に出席いただいておりますので、過半数を満たし委員会が成立していることをご報告申し上げます。それでは会長、よろしくお願いいたします。

議長： 皆さんこんにちは。委員の皆様には大変お忙しいところご出席いただきましてありがとうございます。それではただいまより、第388回徳島県内水面漁場管理委員会を開催いたします。本日の議事録の署名者は、宮内委員さんと、柴折委員さんをお願いします。よろしくお願いいたします。

それでは議事に入ります。議題(1)は、「コイヘルペスウイルス病のまん延防止に係る委員会指示について」でございます。それでは県から説明をお願いいたします。

水産振興課： 資料1により説明。

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等ございましたらお願いいたします。ご意見ございませんか。

無いうででございますので、本件につきましては、原案のとおり、委員会指示を発出するとともに、告示することとしてよろしいですか。

委員： 異議なし

議長： 異議がないようなので、本件については原案のとおり委員会指示の発出および告示をすることとします。

次に、議題(2)に移りたいと思います。

議題(2)は、「第5種共同漁業権による増殖実施状況および増殖計画について」でございます。

それでは事務局から、説明をお願いいたします。

事務局： 資料2により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

委員： すいません。基本的なところで教えてください。放流義務が課されるのはこの３ページの５組合のみということですか。他の組合は放流しなくてもいい、全然問題ないという理解でよろしいですか。

事務局： はい。漁業権がそもそもないので、権利がないので義務が生じないという関係です。

委員： それと例えば那賀川のように、こう大きなダムが３つもあって、魚の行き来ができない、完全に区切られると思うんですけども、これ、川一本でいくらっていう量なんですね。その、割り振りみたいになっていうのは？

事務局： そこは那賀川漁連さんに完全に委ねてますので、中での話し合いで決めます。

委員： あと一点、あの先日もテレビで報道されてましたけど、フナの漁業ってというのは漁獲があるんですか？それとも遊漁券のみなんですか？

事務局： 立江川でフナを釣るには、遊びの方は遊漁券がいりますし、漁業についてはどのような状況ですか谷川委員さん。

谷川委員： かつてはフナの川でしたので。

委員： 遊漁券買って釣ってる人が、まあ、一定数いるってことですね。

谷川委員： ５人くらいです。

委員： わかりました。

議長： 他にございませんか。無いようでございますので、本件につきましては原案のとおり告示することとしてよろしいでしょうか。

委員： 異議なし

議長： 異議がないようなので、本件については原案のとおり告示することとします。

次に、議題（３）「漁業権に関する資源管理の状況等の報告について」でございます。

それでは県から説明をお願いいたします。

漁業管理調整課： 資料３により説明

議長： ただいまの説明に対しまして、ご意見、ご質問等がございましたら、お願いいたします。

無いようでございますので、本件につきましてはこれで終わります。
続いて、議題（４）「その他」でございますが何かございませんか。

事務局： よろしいでしょうか。事務局からですね、吉野川の漁業権を取り消した件につきましてご報告させていただきます。昨年来、皆様にご審議いただいた吉野川の漁業権ですけれども、昨年１２月１１日付けで取り消し処分を行いました。その後、川をどういうふうに管理していくか、どういうふうに見守っていくんだというところで、管理者である国交省さんや流域の市町であるとか、あとは、我々のような県庁の土木とか観光とか関係部署の人間であるとか、あとは、谷上委員さんにも釣り人代表ということで、ご出席いただいて、１月２６日にですね、「吉野川水産振興連絡会」というのを開催させていただいて、関係者でですね、漁業権はなくなったんだけれども、吉野川に関する、漁業調整規則であるとか、この内水面委員会が出してる指示であるとか、そういった規制は、今も残っていて、決して無法地帯になるわけではないんですよっていうところを確認しました。

それとですね、そういった規制を守っていくためにですね、流域の警察の方にもご出席いただいてですね、今後川を見回る時にですね、こういうような対応をしてくださいとかというところで、関係者が共通の認識を持ったところでございます。今後、地元の市町がこんなイベントしたいとか、こういう川を活用したいとかっていうことがあればですね、規制が必要であれば当委員会でも新たな規制を発出することもできますので、そういった体制になったんですよということの、情報共有をした次第です。

漁業権を取り消したのは12月で、そこから特に何もなかったんですが、この3月1日にアマゴが解禁になりました。県にもですね、遊漁券が必要なくなったら、人が多く来て揉めるんじゃないのといった意見も寄せられていましたので3月1日解禁の日に朝から穴吹川の上流から下流まで巡回してみたんですが、釣り人が4、5人いた程度で、皆さん間隔をあけて釣りもされていて、特にトラブルにはなっていないという印象です。ただまあ、アユが始まると釣り人の人口がまた跳ね上がりますし、あと釣り方も友釣りから、転がし、今流行りのルアーとかそういうことが、入り乱れて何トラブルが起こる可能性もありますので、引き続き見守っていききたいなと思っております。

そういった流れの中でここを友掛け専用区にしないといけないんじゃないかとか、ここは禁漁にしないといけないんじゃないかといった意見がですね、先ほど申し上げました水産振興連絡会とかで出てくればですね、当委員会にもお諮りして、新たな規制についても検討していけたらなと思ってしますので、また吉野川の件については引き続きよろしくお願いしたいと思っております。

それとですね、吉野川漁連に対して第5種共同漁業権、アユ、アマゴ、ウナギについて放流してなかったということで取り消したんですが、実は吉野川漁連さんにつきましては、第十堰よりも下流のところにシジミを採捕する第1種共同漁業権というのがまだ残っています。そこは取り消しの対象じゃなかったの残しています。今後ですね、吉野川漁連さんがそのシジミの漁業権を、どうするのか、そもそも吉野川漁連さんとして存続するのかどうかというところも、ちょっと不透明ではあるんですが、吉野川漁連さんが、例えば解散しますとかっていう話になると、その第1種共同漁業権の取り扱いについてどうするのか。また一部はそれよりも下流の応神町漁協さんというところと共有になってる漁業権もあります。応神町漁協さんはまっとうにシジミを獲って漁業をされてる組合ですので、巻き添え食って取り消すっていうのはあまりにもちょっと理不尽な話なので、その第1種共同漁業権の、取り扱いについてもある程度、状況が見えてきたら当委員会にも、ご報告させていただいてですね、そういった真面目に漁業されてる方は、引き続きシジミが採れるようにということで、手続きを進めていききたいなと思っております。漁業権免許の話なのでかなり、委員会に諮問させていただくことも多いですが、皆様のご協力をいただいておりますね、そういった理不尽に漁業ができなくなるっていうような事態は避けたいなと思ってございますので、ご協力のほどよろしくお

願いいたします。また逐次ご報告、ご相談させていただきますのでよろしく願いいたします。以上です。

議長： 議事は以上ですが、その他何かございますでしょうか。

無いようです。それでは以上をもちまして第388回徳島県内水面漁場管理委員会を終了いたします。長時間にわたる御審議お疲れさまでした。

以 上